

## 基本的考え方

旅客ターミナルでは、多様な身体特性を有する人々が利用することを想定し、施設内の移動及び航空機や船舶への乗降が円滑に行われるよう整備する。

整備基準 旅客ターミナル	解説図※3
<p>【航空旅客ターミナル施設】</p> <p>(1) 航空旅客ターミナル施設（施行規則別表第1の2の表（4）に定めるものをいう。以下この項において同じ。）の保安検査場（航空機（航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。以下この項において同じ。）の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下この項において同じ。）において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けること。</p> <p>(2) (1)の通路の幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>(3) 保安検査場の通路に設けられる戸については、6の項イ（イ）の基準※1は、適用しない。</p> <p>(4) 保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示すること。</p> <p>(5) 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、ウ及びエについては、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>イ 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。</p> <p>ウ 勾配は、12分の1以下であること。</p> <p>エ 手すりが設けられていること。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(6) 旅客搭乗橋については、11の項の規定※2にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(7) 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅が80センチメートル以上であること。</p>	<p>→II 建築物</p> <p>21 改札口及びレジ通路 2-134 頁 ※通路の幅は 90cm以上であることに注意する</p> <p>→II 建築物</p> <p>9 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路 2-52 頁</p> <p>→II 建築物</p> <p>21 改札口及びレジ通路 2-134 頁</p>

※1 鉄道駅等 6.交通バリアフリー経路を構成する通路における戸の構造の基準である。

※2 鉄道駅等 11.視覚障害者用誘導ブロック等の規定である。

※3 旅客ターミナルの整備基準は、「II 建築物」の解説図と異なる場合があることに注意すること。

整備基準 旅客ターミナル	解説図※2
<p>【旅客船ターミナル】</p> <p>(1) 旅客船ターミナル（施行規則別表第1の2の表（5）に定めるものをいう。以下この項において同じ。）において船舶（海上運送法による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。）に乗降するためのタラップその他の設備（以下この項において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 手すりが設けられていること。</p> <p>エ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(2) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、11の項の規定※1にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p>	<p>→Ⅱ 建築物</p> <p>7 廊下等及びバリアフリー経路を構成する廊下等</p> <p>2-40 頁</p> <p>※幅は90cmであることを注意する。</p>

※1 鉄道駅等 11. 視覚障害者用誘導ブロック等の規定である。

※2 旅客ターミナルの整備基準は、「Ⅱ 建築物」の解説図と異なる場合があることに注意すること。